

令和 6 年 度

第 2 回

多良木町農業委員会総会議事録

令和6年5月 13 日

多良木町農業委員会

令和6年度 第2回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和6年5月 13 日(月) 午前9時

2 場所 3階 委員会室

3 出席委員

1番	田 中 英 一	2番	田 嶋 英 功	3番	本 田 茂		
5番	北 崎 義 郎	6番	川 越 恭 子	7番	源 島 伸 次	8番	井 上 成 二
9番	福 屋 豊	10番	中 村 一 浩	11番	武 藤 和 弘	12番	西 野 幹 秀
13番	尾 方 隆 博	14番	中 神 久 一 郎	15番	岩 野 満	16番	塩 塚 一 博
17番	松 岡 忠 治	18番	猪 口 秀 利	19番	舟 守 隆	20番	星 原 幸 広

4 欠席委員

4番	川 邊 優 二						
----	---------	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	大 森 博 範	主幹	赤 川 和 幸	主事	一 川 貴 文		
----	---------	----	---------	----	---------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第6号 非農地証明願に対する判断について

日程第5 報告第2号 農地法第 18 条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第6 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 皆さん定刻になりましたので、始めさせていただきます。ご起立をお願いいたします。

おはようございます。

○委員 おはようございます。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまで、進行のほうは、事務局のほうで進めさせていただきますよろしく申し上げます。本日は4番委員のほうからですね、欠席届が出ておりますけども、会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席しておられますので、会議は成立しております。

それでは、ただいまより、令和6年度第2回多良木町農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。皆さんおはようございます。皆さん方にはですね大変作業等のお忙しい中に本総会にご出席を頂きましてありがとうございます。まず5月10日のですね、遊休農地の解消活動に、際しましては、皆さん方には大変お忙しい中にですね、草払い、それからサツマイモひまわり等の畝づくりですね。手伝いを頂きましてありがとうございました。おかげでですね、皆さん方からそれぞれ機械等を持ち寄っていただきまして、短時間のうちにですね、終わることができましたので非常にうれしく思っているところです。これからですね、サツマイモの苗等の準備が出来次第ですね、また苗の差し方等をですね、計画してまいりますので、またそのときはですねご協力をよろしくお願いしたいと思います。また5月の8日の日にですね、令和6年の第1回の農地集積会議というのが多良木町の推進会議というのがございますが、そちらのほうに出席をしてまいりました。皆さん方ですね、地域計画の策定について、これから集落集落に、地区におりていただいてですね、話合いをしていただくわけですが、その段取りですね。スケジュールあるいは話合いの進め方等についての会議がございまして、本日ですね総会のその他のところでも説明があると思いますが、これから5月下旬からですね7月にかけて、皆さん方それぞれそれぞれ担当地区のほうにですね、話合いの場を設けていただくという、スケジュールになっておりますので、今後ですね、地域計画の策定に向けて、また皆さん方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日は日程第 1 から第 6、その他までございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。お世話になります。

○事務局長 ありがとうございます。それでは、会議規則第 4 条の規定により、会長は総会の議長となり、議長成立なっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名に、5 番の北崎委員、6 番の川越委員を指名いたします。次に日程第 2、議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題いたします。なお、本件については、議事参与の案件がございますので、〇〇委員は退席をよろしくお願いいたします。

(〇〇委員退席)

それでは事務局より説明をお願いいたします。はい事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 4 号の説明をさせていただきます。配付しております。議事日程表の 1 ページをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。日程第 2、議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可不許可についての意見を決定するとなっております。3 ページをご覧くださいませでしょうか。番号 6 番が〇〇委員のとなっておりますので、こちらから説明をさせていただきます。(資料を読み上げ) 場所につきましては、8 ページのほうをお願いいたします。久米小学校から南側ということで、百太郎溝ずっと岡原方面に向かいまして、〇〇さん宅から中山運動広場のほうに上がるところとなって、幸野溝沿いを上がっていった所ということで、下のほうに載っておりますけども、下側の〇〇さんのご自宅ということで、自宅の裏の農地ということでございます。以上で説明を終わります。

○議長 はい、続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○5 番 番号 6 を報告いたします。番号 6 の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に、

規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は、〇万円で 10 アール当たり、〇万となっております。以上です。

○議長 はい、本件について事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、皆さん方から何かご意見はございませんかないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。はい異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。退席された福屋委員の入室をお願いいたします。

(退席委員入室)

それでは残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい事務局長。

○事務局長 はい、また 1 ページをご覧頂きたいと思います。(資料を説明)

以上で説明を終わります。

○議長 はい、続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○5 番 はい。番号 1 を報告します。番号 1 の申請につきましては、先ほど説明されたか所になりますが、農振農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては農地法第 3 条、第 2 項に規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお売買価格は無償譲渡となっております。続きまして番号 2 を報告いたします。

番号 2 の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農水農用地区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する許可、の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は、〇〇円で、10 a 当たり〇〇万円となっております。番号 3 を報告します。

番号 3 の申請につきましては先ほど説明されたか所になりますが農振農用地、区域内農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可の要件に該当せず、

要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお売買価格は7万2450円で、10アール当たり45万5660円となっております。

番号4を報告します。この申請につきましては先ほど説明されたか所になりますが、農振農用地区域農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は〇〇円で、10アール当たり〇〇万円となっております。

番号5の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地の区域内農地となります。許可の判断につきましては農地法第3条に、規定する許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は〇〇円で、10アール当たり〇〇万円となっております。番号7を報告します。番号7の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内の農地となります。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する許可の要件に該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は〇〇円で、10アール当たり〇〇万円となっております。以上で報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、それぞれの件につきまして、皆さん方ご意見はございませんか。何かございませんか。はい。それではお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。

続きまして、日程第3、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、本件については、議事参与の案件がございますので、議長の私と舟守委員は退席をお願いいたします。なお議事の進行は、職務代理者の田島委員にお願いをいたしますよろしく申し上げます。

(関係委員退席)

○職務代理者 会長が議事作業ということで、退席をされましたので代理で議長を務めさせていただきます。それでは着座にて進行させていただきます。日程第3、議案第5号農業経営基盤強

化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。この件につきまして事務局より説明をお願いします。

○主幹 はい。それでは、2 ページでございます。日程第 3、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見決定についてということで、令和 6 年、申し訳ございません。こちら令和 6 年第 5 回のほうへ修正をお願いいたします。令和 6 年第 5 回農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項の規定による、別紙計画書について、令和 6 年 5 月 1 日付で多良木町長より、可否についての意見の決定を求められております。

それでは、先ほど退席されました、議事参与分についてご説明をいたします。(関係資料を説明)

こちら 10 年間となっております。以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項に定める農用地利用集積計画の農地の効率的利用充実など、各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○職務代理者 はい。ただいま事務局より説明がございましたけど、けど、この件につきまして、ご意見等ございませんか。何もありませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。この件につきましてご異議ありませんか。

○委員 はい。

○職務代理者 異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。議事参与の件が終わりましたので退席された方の入室をお願いいたします。

(関係委員入室)

○職務代理者 これで議長の席を降りさせていただきます。

○議長 2 番の委員には議長代大変お世話になりました。残りの案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○主幹 はい事務局。はい。それでは残りの案件につきましては、修正計画書の、1 ページ目の総

括表にてご説明をいたします。それは1ページ目のお開きください。(資料を説明)

以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和4年法律第56号附則第5条第1項に定める農用地利用集積計画の農地の効率的利用従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より説明がございましたが、本件について、皆さん方何かご意見はございませんか。はい。ないようでしたら、お諮りをいたします本件について、ご異議はございませんか。

○委員 はい。

○議長 異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第6号非農地証明願に対する判断についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○主幹 はい事務局。それでは、10ページ目をお開きください。日程第4、議案第6号非農地証明願に対する判断について。下記内容のとおり、非農地証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについての判断を行うものでございます。(資料を説明)

なお、番号1から番号2まで全て農振農用地区域外農地で、交付金の対象農地ではなく、基盤整備事業地区ではありません。以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長 続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○16番 議案第6号の非農地証明願に対する調査報告をいたします。今回、2件の申請がありましたが、先週の5月の10日金曜日に、4番川辺委員、5番。北崎委員、16番私で調査をいたしました。番号1につきましては、先ほど説明された箇所になります。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地です。現状は、木や雑草が生い茂り、長期間にわたり耕作されておらず、山林のような状態になっており、人力または農業用機械での耕起、整地が困難と思われます。よって、熊本県が定める非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当すると思われるので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると

考えます。1 番は以上です。

次に、2 番にいきます。2 番につきましては先ほど説明された箇所になります。申請された農地の区分は農地、農用地区域外農地です。現状は、木や雑草が生い茂り、長期間にわたり耕作されておらず、山林のような状態になっており、人力または農業用の農機での耕起・整地が困難と思われます。よって、熊本県が定める非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準の3（ア）その他土地が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物流的な条件、整備が著しく困難な場合に該当すると思われるので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えます。以上でございます。

○議長 はい。ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。はい、2 番、田嶋委員。

○2 番 はい2 番田嶋です。番号12 と非農地証明願が出てますけど、この周りの田んぼというのをやっぱり、森林の様相をしているのでしょうか。お願いします。

○議長 事務局。

○主幹 はい。こちら、ちょうど、下の、11 ページ目の地図を見ていただきまして、下のほうの目を見ていただくと分かりますが、ちょうどこちらがちょっと、山の迫の場所となっております。例えば下の、番号の2 のですね下のちょっとT字形になってるところなんですけども、今回○○○○ということで申請のほうが上がっております。その横にずっと左側のほうにですね、○○とか○○、○○と続いておりまして、こちらも実際は、すいません地目は畑、田んぼとなっております。こちらにつきましても、現状は、今回の非農地と変わらないような状況でございますけれども、こちらのちょうど○○から左側のほうがですね、農振農用地区域内農地となっております。今回、非農地証明ができるのは区域外農地だけでございまして、今回、この3 筆と、上の○○、○○のほうが、非農地証明となっております。

その近くもですね、同じような状況でございますけども、農振地の農用地区域内農地ということで、ちょっと、今回の非農地としてはできないということでこの4 筆分を今回、上げさせていただいております。

○議長 よろしいでしょうか。

○2番 はい。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件について、ご異議はございませんか。はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○主幹 はい。

○議長 はい事務局。

○主幹 はい。それでは、12ページ目をお開きください。日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、令和6年3月26日から令和6年4月25日までとなっております。こちらにつきましては、今後の農地の状況についてだけご説明いたします。(資料を説明)

以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、本件について、皆さん方何かご質問はございませんか。はい。ないようでしたら日程第5をこれで終わります。

続きまして日程第6、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の総会ですが事前調査ですが6月の10日、午前9時より行いたいと思います。その際の調査委員に6番の川越委員、17番の松岡委員、18番の猪口委員を指名したいと思いますが、お3方よろしいでしょうか。はい、よろしくお願いします。それでは、6月10日の9時より事前調査を行います。

続いて総会ですが、6月の11日午前9時より行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 それでは総会を6月の11日午前9時より行います。よろしくお願いいたします。次に、4のその他に入りますまず事務局よりお願いいたします。

○主幹 はい事務局。それでは、その他についてご説明をいたします。皆様方のお手元のほうに資料等配りしておりますのでそちらをご覧ください。まず、①です。委員名簿、令和6年度の配

布についてということで、班長さんの交代がありますので、新たに班長さんを修正した分を、つくり直しまして、皆様方のほうに配布をさせていただいております。一応、裏表という形でしております。表側が、番号順ですね、裏側のほうが班ごとの順番となっております。議席順、議席順で議席順と半々ごとの裏表を印刷しております。今後の委員会の連絡にご活用頂ければと思います。なお個人情報になりますので、取扱いには十分ご注意をお願いいたします。

続きまして、02、遊休農地解消に係る農作業についてということで、先日、金曜日にですね、サンロード駅前の作業をしていただいたところでございます。最初の会長からのご説明ありましたとおり、今後、からいものツル鶴苗植えをする形になります。一応昨年が5月29日の月曜日のお昼からさせていただいております。去年も苗を提供していただきました、林田 寛さんのほうにご連絡をとりましたところ、ちょっと今年苗の生育が悪いということで、でしたけれども、5月末頃だったら、何とかできるんじゃないだろうかということでお話は頂いているところでございます。ちょっと、このときぐらいになってみないと、実際、その苗が使えるかどうかというのはちょっと分からないところはあるんですけども、ですね、事前に日程等調整見ていたほうがいいのかないかなというところもありまして今回、出しております。

○議長 ただいま事務局より②について説明がございましたが、いかがいたしましょうか、する日程を決めとったがよかですかね。いかがでしょうか。あの、その、苗の状況を見ながらですね、また事務局等とも検討して、班長さん対応でということで、一応5月の下旬ということでよろしいでしょうか。はい、それではまた班長さんには、ご足労かけますが、その時は連絡方ですね、よろしくをお願いいたします。はい、続きをお願いします。

○主幹 続きまして、③です。農業委員会だよりの発行についてということで、来月の27日が一応発行予定となっております。第1回目の広報会議のほうを今月中に実施したいと思っておりますので、ちょっとその日程のほうをちょっと決めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 はい農業委員会だよりの発行について広報委員会の開催の日時を決定するということがございますが、いかがいたしましょうか。去年は、23日にしていますが、どうでしょうか班長

さん、23 日でよかですか。

○委員 はい。

○議長 23 日の何時で、もうちょっとあれでしょ。19 時半、19 時半でよろしいでしょうか。23 日木曜ですね、19 時半から。事務局よかですかね。はい、よろしくお願いします。

○議長 続きまして④お願いします。

○赤川主幹 はい。続きまして④でございます。慰安旅行についてということで、(資料を説明) 以上です。

○議長 はい慰安旅行についてはですね、班長会によって行き先を決めさせていただきましたが、皆さん方いかがでしょうか。バスの日程とバスの予定等がですね、取れないとなかなか難しいというところで今調整をしてもらっておりますので、また後日ですね、班長さん方にも内容等が決まりましたらお知らせをしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。④についてはよろしいですかね。それでは、続きで、⑤お願いします。

○主幹 はい。⑤というで冊子の配布についてということで、こちら、農業委員会だよりということで、県の農業委員会議、農業会議ですね、農業会議だよりのほうが、来ておりますので、皆様方のほうにお配りをさせていただいております。こちらのほう、一度、中を確認して見ていただければと思います。1 番裏には、先日ありました、九州沖縄ブロックの女性農業委員、会女性研修会ですね、それは川越委員が出席されておりますが、こちらのほう、こういった会議のほうもあって、いろいろ女性委員の方での交流会等があるところがございます。

○議長 はい、⑤について何かございませんか。はい。ないようでしたら、⑥をお願いいたします。

○主幹 はい。続きまして、⑥、地域計画についてということで、本日のその他、のメインとなりますか。こちらの話をさせていただきたいと思います。先日、会長からのご挨拶でもありましたとおり、先日の 8 日の日にですね、多良木町の農地集積推進会議というのがございまして、そちらのほうで、地域計画についての今後のスケジュール等についてご報告をさせていただきまして、一応、ご了解を得たところがございます。今回はそちらのほう、農業委員会の委員さんたちがある程度中心となって動いていただく形にもなるかと思いますので、今回そちらのほ

うの説明をさせていただきたいと思います。

それでは、ホッチキスで止めている、資料、資料のほうをお願いいたします。一応今後のスケジュールということでしております。こちらの地域計画というのが、令和7年の3月で、計画広告、策定公告しなければならないとなっております。それをしていく前に、いろいろ、各目標値などを作っていただくこととなりますのでそのスケジュールとなっております。まず、うちの今後のスケジュールの3段目ですけども、協議の場ということで、今回こちらが座談会となっております。一応9月の末から7月の下旬頃を予定しておりまして、それから協議の場の結果公表、目標値策定作業、目標地図の素案提出、それから、計画案の、また、集落説明、最終計画協議、計画案の公告、計画案の策定報告ということで、今後こういった形でスケジュールが組まれております。今回3番目の協議の場、座談会においては、もう5月末から7月、下旬を予定しておりまして、今回その分を皆さん方のほうに担っていくという形になります。

今回その後、2の協議の場、座談会についてということで、開催時期が令和6年、5月下旬頃から7月下旬頃までとなっております。開催地区につきましては、令和2年度の人農地プラン策定時に実施しました。座談会の地区を、予定しております。開催日程については、別紙の日程を予定しております。参集予定者につきましては、集落の中心経営体、中山間地域等直接支払い制度、多面的機能支払活動組織の代表者、農業委員、行政を考えております。参集方法につきましては、中心形態等には、個別に出席依頼文を郵送予定としております。またそれとは別に、回覧もしたいと思っております。当日の資料ということで、式次第、協議の結果、地図等を準備しておるところでございます。

まず、3番の開催日程というところで、資料1ということで、1枚めくっていただきますと、右、上にですね資料1という、ものがあると思います。こちら開催日程一覧表となっております。多良木1-1を、5月27日月曜日を皮切りに、その翌週の6月3日から順次行っていきたいと思っております。基本的に月火木としておりまして、時間につきましては、午後7時を予定しております。場所につきましては、各公民館や、集落センターを予定しております。各行政区ごとには、各担当の委員さんがいらっしゃいますので、その各担当委員さんがメインとな

りまして、同じく同じその班の方が、そこに一緒に行ってお手伝いをしていただくというような形で考えております。それから、⑮、のところですけども、槻木のほうですけども、槻木小学校体育館ということで考えておりましたけれども、地元の集落支援員さんに聞きますと、公民館がいいのではないかとということでございましたので、ちょっとこちらのほうは、槻木の公民館のほうを考えております。槻木につきましてはちょっと時間を早めて6時からということで考えているところでございます。まず、ちょっと皆さん方に、まずこの日程等ですね、各、一応、各山集落で回るときには、担当委員さんが、特に、1番、左側ですね左側の別の委員さんがこの地区の担当委員さんとなりますので、委員さんがこの日にちょっとできないと、話し合い等が難しくなりますので、まず委員さんにちょっと見ていただいて、ちょっとまず日程のほうの調整をしたいと思います。あと時間と場所ですね。こちらもちっと1回皆さん方で確認していただければと思います。でも今日この日にちがもう決まりましたら早速これで、各集落センター等の場所押さえ等いたしまして、各ご通知等をしたいと思っております。

○議長 はい。ただいま事務局から説明がございましたが、皆さん方、日程あるいは、担当地区等で、何かございませんか。8-1におかれましてはちょっと本田委員さんがちょっとおられないということで、次もちっと、担当していただく形になりますので、ご迷惑いたしますが、よろしく願いたいと思っております。皆さんよろしいでしょうか。

日程、あるいは開催の時間等については、いかがですかね。

○主幹 それでは次に進めたい、進めていきたいと思っております。続きまして、めくっていただきますと、資料2というものがございます。こちらが今回の2段階のメインとなる方の中心経営体、でございます。一応この中心経営体の方を、今回の座談会のほうにお呼びをいたしまして、いろいろお話をして、行きたいと考えております。地区によってはですね、かなり人が少ない。地区もございますけれども、メインとしては、ほかが、受け手の方をメインとして話し合いをしたいと思っております。中心経営体の方、それから、多面的や、中山間のほうの代表者の方を来ていただいて、行きたいと思っております。

○議長 ただいま事務局より、話し合いの参集の人員等についてございましたが、皆さん方、招集を

かける人たちについて何かありますか。はい、どうぞ。

○11番 11番。はい。呼ぶ方はこの人たちだけでしょうか。

○議長 事務局。

○主幹 一応はメインとしてはこの中心経営体の名簿に載ってらっしゃる方を一応直接はお呼びしようと、受け手としてお呼びしようと思っております。もしそれ以外にもその受け手と、これ載ってらっしゃらない方で、この人は、一緒に話を聞いてもらったほうがいいんじゃないだろうかという方がいらっしゃれば、個別にまた改めてその方でも通知を差し上げてでもいいのかなということで考えております。

○議長 ほかにありませんか。はい、14番。

○14番 14番です。私の地区ですけれども、3人しか居られないんですけれども、3人が認定の認定農業者で、多面的の役員もこの3人で、中山間の役員もこの3人ですよ。どうすればよかですか。よく判らない。

○議長 確かにですね、これもこの間会議のときに、(話が)出ていたわけですが人がいないということもありますが、土地の所有者の意見もありますから、そういった方々にもうちの地区は来ていただいた方が良くないかなと思います。今一生懸命頑張っているかたには是非来ていただきたいと思っています。

○13番 ここに中心経営体を挙げておられますけれども、やはりこれは事前に説明をされるというようなことですかね、その座談会とは別に、座談会は、この中心経営体は、もちろん農業委員とか推進員もそうですけれども、今ちょっと話を聞いている場合それでは、ここの中心経営体というのが、前回の人農地プランで決まっているんですけれども、やはり、その人たち、がもちろんメインになって、その座談会とかを、もちろん農業委員もそうですけれども、開いて、進展を図っていかなくちゃいけませんよね。なので、今の説明というのは、その前にこの説明があるってことですかね、今話されていること。

○事務局長 はい、これにつきましては最初のスケジュールをご覧頂きますとまず協議の場というのが5月末から始まるということでございまして、今回協議の場についての参集範囲のほうに

なっていますけども、今回は事務局としましてはまずそういう受け手をまず呼んで、地図の案ですねどんな形、どこまで作れるかというのをまず話していただければという考えもございまして、この中心経営体をまず呼んで案を作っていただくということにしています。その後皆さんから集まってどれだけつくれるというものをですね、地図に落としまして、目標地図の作成作業と素案策定というのをちょっとやりたいと思っています。これをもとにしました地図をですね、改めて10月からのですね、集落説明でこれぐらいだったら今の担い手が作れますよと言ったのを所有者の方も見ていただければということでもございます。

また、この地図はこれで決定ということじゃなくて、毎年ですね見直しをしていただきたいという、毎年協議をすることになっています。ですので、一旦仮の地図を作ってですね、まず受け手がどれだけ作れる方がまず大前提であると思います。もういっぱいもう作ってくれと頼んでも、皆さんも5町も6町持ってこれ以上増やせないというのもございますので、まずはその受け手の方が、例えば1か所に集めたなら、田んぼ2～3枚なら作れますよとか、このところはちょっとタバコとかに向かないのでここはちょっと難しいですとか、ここはもう基盤整備されてないのもう保全するしかないですねとか、こういったご意見を頂いて、一旦、現状の地図をですね、まず作っていく作業をですね、この協議の場でまずしていただいて、まずその地図を見て皆さんにお示ししないと、多分は地図をつくる作業に行き着かないかなと思いますので、できましたらその今言った担い手の方を中心にと委員さんのほうでお声掛けた人数で、まずは寄って、どれだけ作れるかというのをまず見た後で皆さんに、お示しできたらという考えもございます。一応私どもの方としては、こういった、いや、何ていうんすかね。やり方で案を出していきたいと思っております。

○議長 はい、6番。

○6番 6番、最初、見たときにはとても不安に不安でもうどぎゃんしたらよかろうかって考えたんですけど、結局は、ここに拳がってる担い手の方に、お願いして、一緒に、こういうふうな事すれば上手くいくんだなではないだろうかっていう素案を一緒につくっていただくっていう考えでいいということですかね。それを基に、内容をどんどん変えながら、内容を、年ごと

に状況に合うように、変えていく。あくまでも案なので、そぎゃんせんばんとか、うちんとはもうこぎゃして作ってくれって言われ、ることも考えないで、あくまでも、こういう風になったらいいんじゃないかっていう素案を今回は作るっていうことで理解していいですか。

○議長 はい。

○事務局長 はい。あくまでも素案ということで、これを一旦作りまして、それを毎年見直していくということでございますので、この案を作ったからこのとおりしなさいとか言うわけではなくて、地区としては、こういう形で農地を集めたらどうでしょうかとか、なかなかここら辺の農地は将来の管理も難しいですからという話、そういう話合いのたたき台としての地図を作っていきたいというふうに考えております。

○議長 13番は大丈夫ですか。

○13番 すみません、前回もちょっと話したんですけど、やはり地図を作成するのに、やはり、やはり、なるべく大きい地図を作ってもらいたい。あさぎりみたいに、やはり田んぼが小さければ、高齢者が見えにくいということになるので。

○議長 地図については後々のほうでまた説明がありますので、それではですね先ほども言ったとおりですね、先日の会議ではですね一応農業委員会の総会を通した上で、そういう中心経営体等に関しては決定をします。ということでしたので、ぜひこの人は呼んでほしいというような人がおられると思っています。そういった人達を事務局のほうに連絡をしてもらって、それから今回はそれぞれ中心経営体の人に文書を出すということで、案内状を出すということでございますので、ぜひそのところをですね、皆さん方で把握していただいて、事務局のほうに連絡をしていただくということでもよろしいでしょうか。はい、よろしくお願いします。なるべくですね人に寄ってもらうことには始まらんとですから、是非そこんところも含めてですね。周知の徹底を、それぞれ農業委員さん方からもしていただければと思います。

○主幹 資料3の1、こちらですね。中心経営体に送付する通知となっています。裏面が日程の一覧となっていますので、よろしくお願いいたします。

資料3の2は地域計画についてのパンフレット、資料4のほうにつきましては回覧でまわす

各地区への通知となります。

それでは次の資料の 5 の 1 ですね。こちらが協議の場におけるレジメとなります。資料 5 - 2 は以前策定した人・農地プランでの各地区の意見を取りまとめたものになります。実際の話し合いの場では地区ごとの取りまとめ結果のみ配付する予定です。話し合いの際には各農業委員さんには受付、会開閉会のあいさつ、挨拶をお願いしたいと考えていますので、こちらについてもよろしくお願いいたします。

最終ページのほうで資料 5 - 3 についてですけど、こちらが現在耕作されてらっしゃる方を記載した地図となっております。右側に記載されているのが人・農地プランでの中心経営体、その中心経営体ごとに色分けした地図です。人・農地プランを基に作成しています。小さくて見づらいですが上段から地番、所有者、耕作者、人・農地プランの際のアンケートでの意向をそれぞれ記載しています。自分で耕作するとか、貸したいとか、売りたいとかですね。裏面のほうが色分けしていない地図です。

○議長 はい。ただいまのところまでで何かご質問ありませんか。

○17番 17番。

○議長 はいどうぞ。

○17番 ○○さんが方々に田んぼを買っていられますけどもその扱いはどうなんですね。

○主幹 ○○○さんにつきましては一応多良木町の中心形態となっておりますけども、○○○さんも認定農業者ということで多良木町の認定農業者にもなっておられますので、一応こちらのほうにも声かけはしようということで考えております。

○議長 あのですね、○○○の話がありましたが、中原あたりにも、また久米前原あたりもいっぱい買ってですね、(田んぼを) 寄せといやっとなですよ、やはり農地として維持管理をしてもらうわけですから、やっぱりそちらのほうにもですね、声かけはしないといけないと思っております。それ以外にもですね、やはり町外から入り作で来られた部分はあつて思うとですよ。そういうところでも大面積、経営しておられるところも、あると思うので、やはりそちらのほうにも、中山間にも当然入っていらっしゃるからですね、そっちが人たちにもやはり声かけていか

んばんじゃなからうかと思うとですよ。

もうやっぱり農地を守っていく場合に、もう皆さんもご承知のとおりですね例えば売買に、もしかりですが、もう町内の方、ばっかりいっておられないような状況ですので、農地を守っていくためのですね、方法ですのでやはり町外の方にもですね、ましてそういう、担い手の方がおられないところは、どうしたって町外の方、あるいは、よその法人とかいろいろなそういう、ところにですねお願いしないと駄目だと思いますので、やはりそちらのほうにもちょっと、門戸は広げないといけないかなっていうふうにも感じますが、自分の地区等でもうこの人はって思われるところは出してもらって、事務局のほうにですね、出してもらうようにしたらいいと思いますがいかがでしょうか。

他にありませんか。会議の途中ですが、総会の途中ですが6番の川越委員と一川主事がちょっと次の会議がありますので、退席しますがよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○6番 その前によろしいでしょうか。この前のこだわってる農交流会の結果なんですけど、マッチングの結果なんですけど1番目のマッチングは不成立で2番、3番目でマッチングをしてもらったのが1組だったんですけれども、この後どうなったかなってというのは、個人情報もあって判りません。ただ、無事に開催出来まして、マッチングも1組成功したということで、皆さんのご協力ありがとうございます。

(川越委員、一川主事退席)

○議長 はい皆さん方からほかに何かありませんか。

○主幹 はい事務局先ほど会長からありましたとおり今回の段階のほうにですね、呼びたい方、この中心経営体として載ってる名簿の方以外で、各、担当委員、地区のほうでですね、この人も呼んだほうがいいという方がいらっしゃればですね、事務局の方まで早めにお知らせ頂ければと思います。中心経営体のほうには先に郵送させていただきますので、その座談会、が始まる前ですね、なるべく早く皆様から、教えていただければそちらのほうにも、また改めてご通知を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○14番 例えば親の名義になっていて子どもが耕作されているところもあると思うんですけど、そういうところはどうなるんですか。

○主幹 一応親子間とかですわねされてらっしゃるところ、多分乗ってらっしゃると思うんですけど、この人の後継者しか載ってなくて、この人の親もできれば呼んだほうがいいかっていうのもあれば、その方もお名前とかですわね、とか親子でこんな載ってらっしゃらなければ親子で呼んで頂くとかというのも、お願いしたいと思います。

○議長 その他のところで皆さん方、ほかに何かございませんか。

○13番 すいません。

○議長 はい、13番。

○13番 これは、ちょっと農業委員の方に、お話をしたほうがということなんですけど、ご存じだと思いますけども、多良木町で今、毎週第3土曜日に、子供食堂というのは、やっておられるそうです。いろんな、補助金もなくて、なかなか今何名かの方が、余った野菜とかを、検討されているんですけども、農業委員の方で、もし第3土曜日ちょっと直前ぐらいに、余った野菜があったらぜひ提供していただければというようなことです。以前、どんぐりさんってあったんですけど、あそこの奥さんが今その善意でされていて、将来町長とかにも話して幾らかの助成金で、そういう形でやっていきたいと。月2回とか3回とかっていうのは計画されているんですけども、取りあえずまた助成金も無いということで、毎月第3土曜日に、されているそうです。もしあの残った野菜とか選果場に出せないものでも大丈夫ということですので、できたらご協力をよろしくお願いいたします。

○議長 はい。それはボランティアでされてるんですか。

○13番 ボランティアですよ。子供さんとか70以上の高齢者の方がこないだも50名ぐらい、食事に来られたということで、今まで〇〇〇とかから色々な野菜を貰って、提供したり、買うお金がかかっちゃうんで、なかなか料理ができない。

○議長 連絡先とか、教えてもらえば、

○13番 ただ私が聞いたのは、事務局はその〇〇、今リーダーとしてされている方が〇〇さんと

いうことだけです。こういう米でもなんでもあれば欲しいと。残ればということで、やはり米がメインなので。米とか野菜、子供たちも喜ぶので。

○議長 ほかに何かありませんか。私からよかですかね。さっき、○○委員とかには話したんですけど実は○○○のですね、○○さんから電話がありまして、あそこの○○のところの草が非常に伸びとったので、切ってきてくれということがあって、機械で草を切りに行きよったそうですよ。そうしたら今度は切ったときに、騒音とかほこりとかそういうのが今度はうるさいというところで、文句を言われたと。切らないなら切らないで草ぼうぼうになると、切ったら切ったで騒音とかそういう埃が、ということで非常に本人もですね、憤慨されて、もうたまらないので文句を言いに行ったということでしたが、実際にそうで、○○さんの話はですね、そういう5条申請とかで、宅地にする場合にですね、事前調査とかがありますよね。そういったときに、所有者の方に所有者であったり、そういうところに、周りは農地があるので、その農地の管理するときには当然騒音がしたり、埃がしたり、泥が道、出たりとかですね、そういうのが必ずあると思うんですね、そういうふうなことを、そういう家を建てる人にも、ある程度了解をとってもらえないだろうかという話がありました。実際に法律的に、どうのこうのというところじゃなかですけど、やはりそういう事前調査あたりに、そういう所有、建物を建てる人にも、ある程度その農地が周りがあるので、そういうのを了解をしていただけますかというようなことも、聞いてもらえないだろうか。いう話がございましたので、ちょっと皆さんに諮ってみようかなと思って。お話をさせていただきましたがいかがですかね。

○14番 はい。

○議長 はい。

○14番 14番です。当事者というか私のところに荒れてるのでどうにかしてくれんですかということでしたから、借手を探して、その親戚の人が○○さんですけども、それなら俺が、管理するなら俺が混ぜてやるからって言うてくれたんですよ。そげん言われとって今度反対にそう言われたもんですから、そうしてさらに1メートル50離してからじゃないと作るなとか、やっぱ、生活権とかあってそぎゃんと法律とかあるんですかね。実はもう一つ○○のところに、

家を作った人が、隣でトラクターでロータリーで混ぜたが、泥はねして家に泥がついたでって拭けって、もう今から絶対作るなって。そこまで言われたって昨日聞いたんですよ。それで、もう、そういうのが今からあればこれ大変なことになって、どうすればいいですかね、分かりますね。それであの、やはり建物が建ってからのトラブルっていうとやっぱ難しいって思うとですね、やはり事前調査のときに立会いをしてもらって、了解をしていただくと。説明をしてですね、了解をした上でのそれから事前調査だろうと思うとですよ。後でトラブル起きないようですね、できるだけだからこれからもうこれから先のことしか、できませんので、これから先の事前調査のときには、もうそういう立会いをしてもらってですよ、もう両方で納得をもらった上での、5条申請、というような形にすればいかがですかね。

○議長 今、中神委員が言われたんですけど、建ってしまえば、もういろんないろんなその地域の中に入ってしまったので、やはりこの1人の形で、地域の人には特に何人かいらっしゃるんですけど、もう後からやった人が強くなってですね。家を建てたばかりで、隣の田んぼを作るなどかって言われれば、えらい迷惑ですよ。そういうことがないようにやはり、やっていけたらと。他に何かありませんか。

無いようでしたらこれで農業委員会総会を終了します。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

お疲れ様でした。

以下、

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記